

休眠預金等のお取り扱いについて

お客さま各位

金沢信用金庫

平素より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月1日から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、最終異動日等から10年6か月を経過する日までに、当金庫において公告を行ったうえで、預金保険機構に移管させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に移管された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただきます。

<休眠預金等の定義>

- 「休眠預金等」とは、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。
- 「預金等」とは、預金保険法の付保対象となる預金等（一般預金・決済性預金）をいいます。
- 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。
 - 当該預金等に係る異動が最後であった日
 - 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
 - 金融機関が当該預金等に係る預金者等への通知を発送した日（当該通知が当該預金者等に到達した場合に限ります。）
 - 当該預金等について預金等に該当することとなった日
- 「異動」とは、引出し、預入れ、振込の受入れ、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等の事由及び以下の事由をいいます。

なお、異動事由には、法律で一律に定められている「法定異動事由」と、各金融機関が許可を受けることにより異動事由となるものがあります。

【預金種類ごとの異動事由一覧】

預金等の種類	法定異動事由	当金庫が許可を受けた異動事由
当座預金	<ul style="list-style-type: none"> 引出し 預入れ 振込金の受入れ 口座振替その他に事由による預金額の異動 手形又は小切手の提示等による第三者からの支払の請求（金融機関が把握できる場合に限る。） 預金者等による公告の対象となっている預金等に対する情報提供の求め 	
普通預金（無利息型普通預金を含む）		下記①、②、③、④に掲げる事由
貯蓄預金		下記①、②、③に掲げる事由
納税準備預金		下記①に掲げる事由
通知預金		下記①に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
期日指定定期預金（ダイヤモンド定期）		下記①に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
自由金利型定期預金（M型）単利型／複利型（スーパー定期）		下記①に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
自由金利型定期預金（大口定期）		下記①に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。

変動金利定期預金単利型／複利型 (変動金利)	下記①に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
定額複利預金	下記①に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
自動継続期日指定定期預金 (ダイヤモンド定期)	下記①、④に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
自動継続自由金利型定期預金(M型)単利型／複利型(スーパー定期)	下記①、④に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
自動継続自由金利型定期預金(大口定期)	下記①に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
自動継続変動金利定期預金単利型／複利型(変動金利)	下記①、④に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
定期積金	下記①、④に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
積立定期預金	下記①、④に掲げる事由 ※①の記帳については、記帳する取引がない場合を除く。
総合口座(無利息型総合口座を含む)取引	下記①、②、③、④に掲げる事由

- ① 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行(再発行を含む)、記帳若しくは繰越。
 ② 預金者等の申出による預金等の残高の確認の求め(当金庫内ATMにおける残高照会に限る)。
 ③ 預金者等の申出による契約内容の変更(「ATM支払限度額変更」「キャッシュカード発行・再発行」に限る)。
 ④ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記法定異動事由及び①～③に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

以上

(平成30年1月1日現在)